

## V 憲法問題



# V 憲法問題

## 1. 憲法改正問題

### (1) 序

憲法改正問題を考えるにあたり、次の3点を政策課題として検討する必要があると考える。

- ① 憲法改正手続法の積み残した課題
- ② 憲法改正問題と議論の焦点
- ③ 憲法問題対策センターの活動と課題

### (2) 憲法改正手続法の積み残した課題

- 1、2010（平成22）年5月18日、憲法改正手続法が完全施行された。
- 2、この憲法改正手続にかかる法案については、当初より、日弁連、東京弁護士会を始めとする各単位弁護士会が重大な関心を示し、法案の問題点を指摘する意見書、会長声明の発表、会内・外にむけた各種集会の開催などにより、法案の審議にそれなりの影響力を持ち得たことは、基本的人権の擁護を使命とする法律の専門家の団体である弁護士会の活動として多いに評価されるところである。
- 3、しかしながら、同法案は、参議院日本国憲法に関する調査特別委員会において18項目の付帯決議が付されたことから明らかなように、問題点を積み残したまま、拙速に成立したという批判を免れていない。  
付帯決議のなかには、①改正案の発議は内容において関連する事項ごとに区分して行われることになっているが、内容に関する関連性の判断基準を明確化すること、②国民投票運動に萎縮効果を与える規制の慎重な運用を求め、規制の明確化を図ること、③最低投票率制度の意義・是非を検討することなど、極めて重要な問題点が多数指摘されている。  
これらの論点は、日弁連の意見書などにおいても指摘されてきたところであるが、当親和会の綱領においても論じられていたところである。  
日弁連会長、東弁会長が施行延期を求める声明を出したが、このような付帯決議が求めている検討がほとんどなされないままに完全施行を迎え、すでに憲法審査会も始動している。
- 4、今後とも問題点について検討し、是正すべき点は主張していく必要がある。

### (3) 憲法改正問題と議論の焦点

- 1、憲法改正手続法が成立し、国会で憲法改正を議論する場である憲法審査会が2011（平成23）年秋に活動を開始した。震災をきっかけに超党派の国会議員による新憲法制定議員連盟が「（非常事態条項がないなど）現行憲法の欠陥が明らかになった」とする大会決議を採択し、また2012（平成24）年春には自由民主党やたちあがれ日本、みんなの党など各政党が憲法改正にかかる草案や基本的考え方を相次いで発表。政府の国家戦略会議フロンティア分科会が集団自衛権に関する憲法解釈の変更を提言するなど、解釈改憲の議論もある。今こそ、憲

法の規定以前の、根本規範たる我々の S e i n（存在基盤）、すなわち日本国と日本国民のあり方そのものが問われているときといえる。

- 2、憲法審査会でこれまでに取り上げられたのは、選挙年齢、国民投票制度、天皇、戦争の放棄、国家緊急権等大震災関連の問題、二院制など多岐にわたる。
- 3、具体的な一例として、9条2項の改正問題をあげれば、「国際社会の信義を信頼して武力を有しない国家として生存する在り方が、現代世界においてはむしろ現実的である」とするか、「(集団的自衛権の行使を容認することを含めて) 自国の主権を維持するためには自衛のための武力を持つべきであり、国際平和の保持を目的として軍隊の派遣を含めた貢献を行う」とするか、という選択が問われているのである。
- 4、これらの問題については、2005（平成17）年11月の日弁連人権大会の鳥取宣言、2008（平成20）年10月の富山宣言を踏まえつつ、多種多様な意見を客観的に検証していく姿勢が望まれる。

#### **(4) 憲法問題対策センターの活動と課題**

- 1、憲法改正手続法が成立し、国会内に憲法審査会の設置が予定され、憲法9条2項をはじめとする憲法の改正を目指す動きが現実のものとなろうとしている状況において、2007（平成19）年10月、東京弁護士会は、全会的な取り組みを強化すべく、憲法問題等特別委員会を発展的に解消し、「憲法問題対策センター」を発足させた。
- 2、憲法問題対策センターの設置に際しては、当親和会においても、東京弁護士会会長宛ての「要望書」において、次のとおりの提言を行ったところである。
  - ① 会員の多種多様な意見を踏まえつつ、奥行きのある議論のできる組織にさせていただきたい。
  - ② 議論の成果を、国民投票などの際の具体的な判断材料として国民に的確に提供できる体制が望まれる。
  - ③ そのためには、委員の人選にあたって、世代間のバランスを確保するよう配慮することは当然であるが、憲法改正に積極的な意見、消極的な意見を、それぞれの立場で忌憚なく交換できる環境が形成される組織である必要がある。
  - ④ 組織のあり方としても、対策本部のような特定の運動目的の定まった組織でないとすれば、議論の活性化が常に図られる工夫が必要である。
  - ⑤ また、弁護士会ならではのレベルで、議論や研究の成果を質の高い正確な情報として国民に対し分かりやすく伝達することが求められてしかるべきである。  
そのためには、会内部の勉強会、市民向けの講演会など予算措置の必要なことも多いことから、会として特段の配慮をお願いしたい。
- 3、同センターは、日弁連富山人権大会のプレシンポ「どう考える？国際貢献と憲法9条」や「朝日訴訟1審判決から50年～生存権の過去と現在～」 「教育の自由はどこへ行く!？」などのシンポジウムを会員、一般市民向けに開催したほか、戦争体験者を招いての講演会、定例

の全体会、部会において、議論の場を設け、勉強会を開催するなど、地道な活動を続けている。今後の運営、特に活性化の方法については、更に工夫していく必要があるが、われわれは、引き続き、憲法問題対策センターの活動に貢献していかなければならない。